

別表六の二(十六)

「17」欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

国内の設備投資額が増加した場合の機械等に係る法人税額の特別控除に関する明細書

連 結 事 業 年 度 法人名 ()

別表六の二(十六) 平二十七・四・一以後終了連結事業年度分

| | | | | | | |
|--|---|---|---|---|----|---|
| 各 連 結 法 人 に お け る 計 算 | 個別所得金額 (個別所得金額がない場合は0) | 1 | 各 連 結 法 人 に お け る 計 算 | 当期税額控除可能額 (4)と(7)のうち少ない金額 | 8 | 円 |
| | 調整前連結税額の個別帰属額 $(13) \times \frac{(1)}{(11)}$ | 2 | | 調整前連結税額超過構成額 $(16) \times \frac{(8)}{(15)}$ | 9 | |
| | | | | 法人税額の特別控除額 の個別帰属額 $(8) - (9)$ | 10 | |
| | 取得価額の合計額 (別表六の二(十六)付表「9」の合計) | 3 | 各 連 結 法 人 | 連結所得の金額 (別表四の二「55の①」) | 11 | |
| | 税額控除限度額 $(3) \times \frac{3}{100}$ (別表六の二(十六)付表「1」) ≤ (22)の場合又は(別表六の二(十六) 「17」欄(26)の場合は0) | 4 | | 機械等の取得をした各連結 法人の個別所得金額の合計額 (取得連結法人の(1)の合計) | 12 | |
| | | | | 調整前連結税額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二 (一)「2」) | 13 | |
| | | 国内の設備投資額が増加した場合の機械等に係る法人税額の特別控除を適用している場合※ ① 「租税特別措置法の条項」欄：「平成27年旧措置法第68条の15の3第2項」 ② 「区分番号」欄：「10427」 ③ 「適用額」欄：「17」欄の金額 ※ 平成27年4月1日前に開始した連結事業年度 | | | 14 | |
| 標準額 | 法人税額基準額 (5)と(6)のうち少ない金額 | 7 | 調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(二十二)「35の②」) | 16 | | |
| | | | 法人税額の特別控除額の合計額 $(15) - (16)$ | 17 | | |
| 償却費として損金経理をした金額の計算 | | | | | | |
| 減 価 償 却 資 産 の 当 期 償 却 額 | 損益計算書に計上された 減価償却費の額 | 18 | 円 | 減価償却資産の当期償却額のうち当期 に取得等をした生産等資産を構成する 機械等に係る普通償却限度超過額 | 20 | 円 |
| | | | | 同上のうち特別償却に関する 他の規定の適用により 損金の額に算入される金額 | 21 | |
| | 剰余金の処分の方法により 特別償却準備金として積み立てた 金額その他上記以外の金額 | 19 | 償却費として損金経理をした金額 $(18) + (19) - (20) - (21)$ | 22 | | |
| 比較取得資産総額等の計算 | | | | | | |
| 前連結事業年度又は前事業年度において取得等をした 生産等資産のうち当該前連結事業年度又は 前事業年度終了の日において有するものの取得価額の合計額 | | | | 23 | | 円 |
| $\frac{\text{適用対象年度の月数}}{\text{前連結事業年度又は前事業年度の月数}}$ | | | | 24 | | |
| 比較取得資産総額 $(23) \times (24)$ | | | | 25 | | 円 |
| 比較取得資産総額の110%相当額 $(25) \times \frac{110}{100}$ | | | | 26 | | |